

令和4年度山形県若手大工技能習得サポート事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新規に入職した大工技能者の技能習得等に係る負担を軽減するため、「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)、「山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱」(令和3年4月23日施行。以下「実施要綱」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において山形県若手大工技能習得サポート事業費補助金(以下「サポート補助金」という。)を交付して技能習得を支援するとともに、入職した大工技能者の離職防止と新規入職者の増加を図る。

(交付対象者等)

第2条 サポート補助金の交付対象者及び交付額は、別表第1に定めるものとする。

(サポート補助金交付申請書)

第3条 規則第5条に定める補助金等交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施要綱第3条の規定により認定された者(以下「支援対象者」という。)の交付に係る振込口座が分かるもの
- (2) 技能習得等証明書(受講修了証、合格証書など)の写し

(中止又は廃止)

第4条 規則第7条第1項の規定により、支援対象者でなくなった場合又は第2条の要件を満たさなくなった場合は、その理由を記載したサポート補助金交付中止(廃止)承認申請書(別記様式第1号)により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第5条 規則第14条に定める補助事業等実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、令和5年4月10日とし、就業実績調書(別記様式第2号)を添付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に定めるもののほか、サポート補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

	交付対象者	交付額
(1)	支援対象者のうち令和4年4月1日現在で大工技能者としての就業期間の合計が1年未満の者で、令和4年度末まで大工技能者として継続して就業し、別表第2に定める技能講習等を1つ以上修了している者	上限 10万円
(2)	支援対象者のうち令和4年4月30日現在で大工技能者としての就業期間の合計が2年を超える5年以下の者で、令和4年度末まで大工技能者として継続して就業し、二級建築大工技能検定に合格している者（過去にこの項目に基づく補助金の交付を受けていない者に限る）	上限 20万円

別表第2

技能講習等	
1	特別教育
	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等特別教育 ・自由研削用といしの取替え等業務特別教育 ・玉掛け特別教育 ・高所作業車運転特別教育 ・移動式クレーン特別教育
2	技能講習
	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・フォークリフト運転技能講習 ・高所作業車運転技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・木材加工用機械作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習 ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
3	安全衛生・能力向上・実務向上教育
	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育 ・丸のこ等取扱い作業従事者教育
4	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅省エネルギー技術（施工技術）講習

別記

- ・様式第1号 サポート補助金交付中止（廃止）承認申請書
- ・様式第2号 就業実績調書